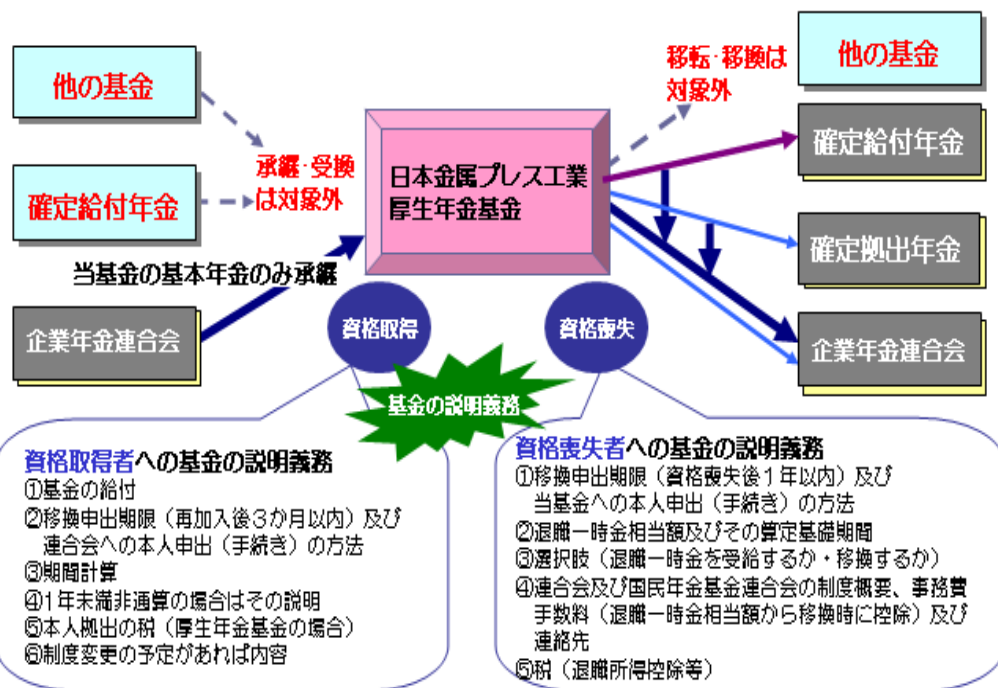


# 中途脱退者に関する ポータビリティについて

《小冊子・保存版》

## 中途脱退者に関する ポータビリティの拡充のイメージ

- 基本年金の移転又は承継（本人申出）
- 退職一時金相当額の移換（本人申出）
- 移換先が、規約に受換できる旨を規定のうえ、本人からの申出があれば、退職一時金相当額を移換
- 規約上の不整合及び手続きが極めて困難であるため、**移転・承継及び移換・受換は、対象外**



## 日本金属プレス工業厚生年金基金

平成24年10月（第9版）

## 中途脱退者に関するポータビリティ

### 目次

中途脱退者に関するポータビリティの拡充に伴う当基金への影響（新制度のあらまし）	3
1. 資格喪失（中途脱退者となった場合）に関する事項	3
(1) 加入員期間が1か月以上5年未満の中途脱退者については、本人の申出によって企業年金連合会（以下「連合会」と略します。）へ基本年金の権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）のみとなります。	3
(2) 加入員期間が5年以上10年未満の中途脱退者については、次のイからニの4つの選択肢があります。	4
(3) 資格喪失に伴い中途脱退者となった場合のご留意事項　《重要な説明事項 a～d》	6
a. 退職一時金相当額及びその算定基礎期間	6
b. 加入員期間5年未満の中途脱退者に関する移転申出先とその期限	6
c. 加入員期間5年以上の中途脱退者に関する基本年金の権利義務の移転申出及び退職一時金の受給方法の選択肢（i か ii のいずれか一方）並びに申出先とその期限について	6
i. 退職一時金相当額の移換申出を希望される場合	6
ii. 本来の退職一時金として受給を希望される場合	6
d. 他の年金制度の概要及び事務費（手数料）	6
i. 連合会（正式名称は「企業年金連合会」です。）	6
ii. 国民年金基金連合会（個人型・確定拠出年金）	7
iii. 実施事業所（企業型・確定拠出年金）	8
iv. 企業年金基金又は規約型企業年金の実施事業所（確定給付年金）	9
2. 再加入（中途脱退者が再び加入員となった場合）に関する事項	9
◎資格取得時におけるご留意すべき事項　《重要な説明事項 a～h》	9
a. 当基金の給付設計	9
b. 基本年金の権利義務の承継の範囲	9
c. 基本年金の支給方法に関する当基金と連合会の相違	9
d. 脱退一時金（当基金分は「退職一時金」）相当額の可否等	10
e. 算定基礎期間（加算部分）の通算の可否	10
f. 税金関係	10
g. 給付設計の変更予定の有無	11
h. 資格喪失（含む、再資格喪失）した場合の留意事項	11
図表等の目次	
【表 1】 退職一時金額表（内、中途脱退者のみ掲載）	6
【表 2】 基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢	7
【図 1】 中途脱退者の基本年金移転申出及び退職一時金の選択肢（移換申出・裁定請求）	5
【図 2】 再加入前の期間に関する当基金分基本年金の権利義務の承継申出	10
【MEMO】 加入員期間の区分による中途脱退者の給付の種類	3
【年金用語辞典】	11

この小冊子は、平成17年10月1日から拡充のうえ実施される「中途脱退者に関するポータビリティ」の新制度の概要をまとめた説明書です。なお、難しい用語については、【年金用語辞典】を巻末に掲載しておりますので、ご参照ください。

### 中途脱退者に関するポータビリティの拡充（平成17年10月1日から実施）

中途脱退者に関するポータビリティの拡充に伴う当基金への影響（新制度のあらまし）

#### 1. 資格喪失（中途脱退者となった場合）に関する事項

##### 【MEMO】 加入員期間の区分による中途脱退者の給付の種類

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| (1)加入員期間が1か月以上5年未満の中途脱退者 …… | 第2種退職年金（基本年金）       |
| (2)加入員期間が5年以上10年未満の中途脱退者 …… | 第2種退職年金（基本年金）＋退職一時金 |

(1)加入員期間が1か月以上5年未満の中途脱退者については、本人の申出によって企業年金連合会（以下「連合会」と略します。）へ基本年金の権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）のみとなります。

【(1)の申出書の様式（見本）】

#### 基本年金支給義務移転申出書

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中  
私は、貴基金から基本年金の支給義務を企業年金連合会に移転願いたく申出ます。 平成 年 月 日申出

① (ふりがな) 氏名	② 性別 男・女	③ 生年月日	昭和・平成 年 月 日生
④ 加入員番号	⑤ 基礎年金番号	⑥ 加入員期間	自 年 月 日 至 年 月 日 か月
⑦ 住所	(ふりがな) 都・道 府・県 日中の連絡先(携帯・会社・自宅・親族) 電話: ( ) 緊急の連絡先(携帯・会社・自宅・親族) 電話: ( )		
⑧ 申出上の留意事項	1. 基本年金の支給義務を当基金から企業年金連合会へ移転し、連合会連年年金(基本年金)の受給権を得てから受給することができます。ご希望の際は、所定事項をご記入・捺印のうえ、当基金加入員の資格喪失日(退職等によって脱退した日の翌日)から起算して1年以内に(必着)、この申出書を当基金までご提出ください。 2. この申出によって、連合会に基本年金支給義務を移転した後、連合会連年年金の受給権を得る前に当基金に再加入し、当基金に係る再加入前後の加入員期間分を通算して当基金から受給されたい場合は、再加入日から起算して3か月以内に(必着)、連合会へ申出(手続)ください。		
⑨ 添付書類	1. 「加入員証」(ただし、添付できないときは、その「事由書」) 2. 「戸籍抄本」(ただし、氏名、生年月日又は性別等の加入員証の記載事項に誤りがある場合のみ。) 3. 「年金手帳」又は「基礎年金番号通知書」のコピー(ただし、⑤欄に記載の基礎年金番号に誤りがあるときのみ。)		

申出期限( 年 月 日)の前月の末日までにご提出ください。 【基金使用権：移換前再加入審査：なし・あり( 年 月 日再加入)、 年 月 日F D申出】

基本年金支給義務移転申出書(様式第8号) 21.4

※ この申出書は資格喪失の際に、連合会ではなく、当基金宛にご提出ください。

【資格喪失後のお申出先】 〒130-8554

東京都墨田区両国4丁目30番7号 金属プレス会館8階  
日本金属プレス工業厚生年金基金 業務課 宛

(2)加入員期間が5年以上10年未満の中途脱退者については、次のイからロの4つの選択肢があります。

【(2)の申出書の様式(見本)】

**基本年金支給義務移転申出書**  
退職一時金相当額移換選択申出書(事務費控除同意書)

日本金属プレス工業厚生年金基金 御中

私は、貴基金から基本年金の支給義務を企業年金連合会に移転願ひ、退職一時金相当額を下記⑧欄において選択した年金制度に移換願ひたく申出ます。  
なお、退職一時金相当額を移換する場合は移換希望先において当該相当額から⑩欄の事務費を控除されることに同意します。平成 年 月 日申出

① (ふりがな) 氏名	氏名	② 性別	男・女	③ 生年月日	昭和・平成 年 月 日生
④ 加入員番号	⑤ 基礎年金番号	⑥ 算定基礎期間		自 年 月 日 迄 年 月 日 迄 月	
⑦ 住所	〒 (ふりがな) 都・道 府・県 日中の連絡先(携帯・会社・自宅・親族) 様方 電話: ( ) 緊急の連絡先(携帯・会社・自宅・親族) 様方 電話: ( )				
⑧ 基本年金及び退職一時金の受給方法	1. 別添、一時金決定請求書によって退職一時金を支給し、基本年金支給義務を連合会に移転する。 2. 連合会に退職一時金相当額を移換し、基本年金支給義務を連合会に移転する。 3. 国民年金基金連合会に退職一時金相当額を移換し、基本年金支給義務を連合会に移転する。 4. 企業型・確定拠出年金に退職一時金相当額を移換し、基本年金支給義務を連合会に移転する。 5. 規約型企業年金・基金型(貴基金)に退職一時金相当額を移換し、基本年金支給義務を連合会に移転する。 注:「4」又は「5」のいずれかを選択申出される場合は、空欄に所定事項をご記載ください。 実施事業所名: 資産管理機関名: 実施事業所名: 資産管理運用機関名:			⑨ 退職一時金(脱退一時金)相当額	
⑩ 事務費(⑧欄の1~3の年金制度)	各年金制度の所定の金額				
⑪ ⑧欄の申出又は一時金決定請求上の留意事項	1. 退職一時金の受給に代え、退職一時金相当額を上記⑧欄の年金制度へ移換し、移換先制度の支給開始年齢に達してから受給されたい場合は、次の(1)又は(2)のいずれかの早い期限までに、⑧欄の2から5のいずれか1つに○印を付け、所定事項をご記入・捺印のうえ、この申出書を当基金までご提出ください。 (1)当基金加入員の資格喪失日(退職等によって経過した日の翌日)から起算して1年以内(基金必着) (2)上記⑧欄中、2から5の年金制度の加入期をわたる日から起算して3か月以内(基金必着) ただし、⑧欄の5については、その移換希望先の企業年金基金の規約に、予め当基金の退職一時金相当額の移換を受け入れる旨を規定している場合のみ、選択申出が可能です。 2. 上記⑧欄で、2から5を選択される場合は、当該実施事業所及び当該機関等に手続方法等をご照会確認のうえ、当基金にお申出ください。 3. 加算部分を退職一時金として受給される場合は、⑧欄の1に○印を付け、資格喪失日から起算して5年以内(受給権の消滅時効の前)に(必着)、一時金決定請求書を当基金までご提出ください。				
⑫ 添付書類	1. 「加入履歴」(ただし、添付できないときは、その「事由書」) 2. 「伊藤抄本」(ただし、氏名、生年月日又は性別等の加入履歴の記載事項に誤りがある場合のみ) 3. 「年金手帳」又は「国民年金基金連合会」の口座(ただし、⑧欄に記載の基礎年金番号に誤りがあるときのみ) 4. ⑧欄で3、4又は5を選択した場合は、受給選択機関が指定する移換申出書移換通知書(DB移換用)又は移換申出書移換可否決定通知書(DC移換用)				

申出期限( 年 月 日)の前月の末日までにご提出ください。  
【基金使用欄: 移換前再加入審査: なし・あり( 年 月 日再加入)、 年 月 日FID申出】

基本年金支給義務移転申出書・退職一時金相当額移換選択申出書(様式第9号) 21.4

※ この申出書は資格喪失の際に、連合会ではなく、当基金宛にご提出ください。

【資格喪失後のお申出先】〒130-8554

東京都墨田区両国4丁目30番7号 金属プレス会館8階

日本金属プレス工業厚生年金基金 業務課 宛

イ. 本人が当基金に申出のうえ、連合会へ基本年金の権利義務の移転(基本年金現価相当額の交付)することを必須条件に、退職一時金相当額の移換申出ができます。

≪基本年金権利義務移転時の申出内容≫

①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤基礎年金番号、⑥加入員資格取得日、⑦加入員資格喪失日、⑧総報酬制前の期間の報酬標準給与の月額等、⑨総報酬制以後の期間の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額等、⑩年金給付の額、⑪一時金給付の額

≪退職一時金相当額移換時の申出内容≫

①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤基礎年金番号、⑥退職一時金相当額、⑦その算定基礎期間

ロ. 本人が当基金に申出のうえ、連合会へ基本年金の権利義務の移転(基本年金現価相当額の交付)することを必須条件に、確定拠出年金への退職一時金相当額の移換申出ができます。

≪退職一時金相当額移換時の申出内容≫

①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤基礎年金番号(国民年金基金連合会に提出する場合のみ)、⑥退職一時金相当額、⑦その算定基礎期間の開始日、⑧その算定基礎期間の終了日

ハ、本人が当基金に申出のうえ、連合会へ基本年金の権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）することを必須条件に、確定給付年金への退職一時金相当額の移換申出ができます。（予め、移換先の規約に受換できる旨を規定されていることが必須条件です。）

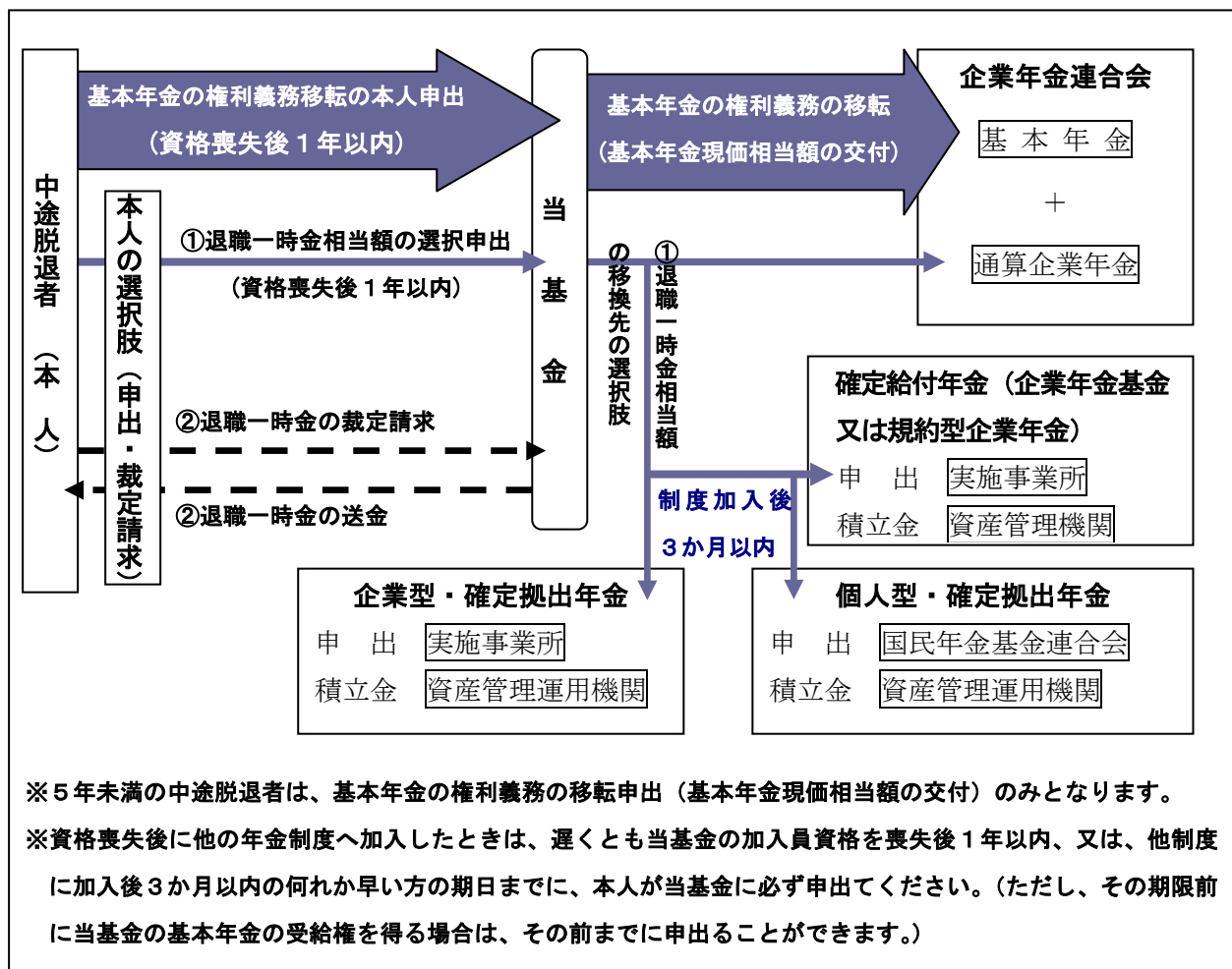
《退職一時金相当額移換時の申出内容》

①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤年金給付等積立金の額、⑥算定基礎期間等、⑦厚生年金基金の加入員資格喪失年月日

ニ、本人が当基金に申出のうえ、企業年金連合会へ基本年金の権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）し、本来の退職一時金を受給することができます。（本人が当基金に裁定請求。なお、請求権は5年で消滅時効。）

ホ、従来の規約では、グループ会社に限って加算部分の加入員期間を通算していましたが、平成17年10月1日から、連合会移換前の再加入者について、その再加入前後の加算部分の期間を通算するように拡充されました。ただし、退職一時金相当額を連合会に移換した方及び再加入前の期間に対する退職一時金を受給された場合はこの規定は適用されません。

【図 1】 中途脱退者の基本年金移転申出及び退職一時金の選択肢（移換申出・裁定請求）



(3)資格喪失に伴い中途脱退者となった場合のご留意事項 <<重要な説明事項 a~d>>

a.退職一時金相当額及びその算定基礎期間

【表 1】退職一時金額表（内、中途脱退者のみ掲載）

算定基礎期間		金額
60か月（5年）以上	72か月（6年）未満	11,000円
72か月（6年）以上	84か月（7年）未満	15,000円
84か月（7年）以上	96か月（8年）未満	21,000円
96か月（8年）以上	108か月（9年）未満	27,000円
108か月（9年）以上	120か月（10年）未満	34,000円

b.加入員期間5年未満の中途脱退者に関する移転申出先とその期限

基本年金の権利義務の移転は、原則として、資格喪失後1年以内に、「本人が当基金」にお申出ください。

c.加入員期間5年以上の中途脱退者に関する基本年金の権利義務の移転申出及び退職一時金の受給方法の選択肢（iかiiのいずれか一方）並びに申出先とその期限について

i.退職一時金相当額の移換申出を希望される場合

基本年金の権利義務の移転のうえ、一時金の受給に代えて退職一時金相当額の移換申出を希望される場合は、原則として、資格喪失後1年以内（他の年金制度に加入した場合は、加入後3か月以内で、何れか早い方の期日まで）に、「本人が当基金」にお申出ください。

なお、移換先の年金制度において適用される税制によって課税されます。

ii.本来の退職一時金として受給を希望される場合

基本年金の権利義務の移転は、原則として、資格喪失後1年以内に、「本人が当基金」にお申出ください。

一方、本来の退職一時金として受給を希望される場合は、当基金に5年内（裁定請求権の消滅時効の完成前）に、裁定請求する必要があります。この場合は、退職所得（なお、退職に基因しない場合は「一時所得」）として課税の対象となります。

$$\begin{aligned} \text{イ. 退職所得の税額} &= (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率} \\ &= \text{退職所得} \times \text{税率} \quad \dots \quad \text{源泉分離課税} \end{aligned}$$

勤続年数	退職所得控除額(一般退職)	退職所得控除額(障害退職)
20年以下	勤続年数×40万円(2年以下は80万円)	勤続年数×40万円+100万円(2年以下は180万円)
20年超	(勤続年数-20年)×70万円+800万円	(勤続年数-20年)×70万円+900万円

$$\begin{aligned} \text{ロ. 一時所得の税額} &= \text{総収入額} - \text{経費(本人負担0円)} - \text{特別控除額(50万円)} \times \text{税率} \\ &= \text{一時所得} \times \text{税率} \quad \dots \quad \text{総合課税} \end{aligned}$$

d.他の年金制度の概要及び事務費（手数料）

i.連合会（正式名称は「企業年金連合会」です。）

「イ」の基本年金の権利義務の移転を必須条件として、「ロ」の申出方法によって、一時金の受給に代えて退職一時金相当額を連合会へ移換することができます。

イ. 遅くとも資格喪失後1年以内に、基本年金の権利義務の移転を「本人が当基金」にお申出ください。 → 基本年金

ロ. 上記「イ」を必須条件として、原則として、資格喪失後1年以内に、退職一時金相当額の移換を「本人が当基金」に選択申出ください。

ただし、移換先の連合会において、事務費（退職一時金相当額の金額に応じて、下限

額の1,100円から上限額の36,100円までの範囲の額(※1)を控除して得た額を基に算出されますので、このデメリットに充分ご注意ください。

→ 

通算企業年金(予定利率年2.25%(※2)+5年毎の実績配当)
---------------------------------

※1 事務費は平成22年10月21日現在の価格で、改定される場合があります。

※2 予定利率は、30年国債の直近5年平均利回りを基に算定され、4月に改定されることがあります。

《通算企業年金のあらまし(平成22年10月21日現在)》

基本年金の権利義務の移転申出を前提に、連合会へ移換された退職一時金相当額は、基本年金に上乗せした「通算企業年金」として支給されます。その受給権は、男女別の生年月日に応じた【表2】の支給開始年齢に達するか、又は、老齢厚生年金等の受給権(含む、繰上裁定請求)を得たときに、連合会へ裁定請求することができます。

【表2】基本年金及び通算企業年金の支給開始年齢

支給開始年齢	男(生年月日)	女(生年月日)
60歳	~昭28-4-1生	~昭33-4-1生
61歳	昭28-4-2生 ~昭30-4-1生	昭33-4-2生 ~昭35-4-1生
62歳	昭30-4-2生 ~昭32-4-1生	昭35-4-2生 ~昭37-4-1生
63歳	昭32-4-2生 ~昭34-4-1生	昭37-4-2生 ~昭39-4-1生
64歳	昭34-4-2生 ~昭36-4-1生	昭39-4-2生 ~昭41-4-1生
65歳	昭36-4-2生 ~	昭41-4-2生 ~

給付の種類は、「通算企業年金(15年保証期間付終身年金)」、選択一時金、死亡一時金の3種に分けられます。なお、年金の計算方法、連合会から「支給義務承継通知書」が届かない場合及びその他ご不明の点は、企業年金連合会(〒105-8772 東京都港区芝公園2丁目4-1 ダヴィンチ芝パークビルB館10階年金サービスセンター 年金相談室 宛《中途脱退者及び連合会年金受給者の専用電話: ☎0570(02)2666 なお、全国からの問合せ等の電話が集中し混雑するため、電話回線が架り難い状況です。ただし、PHS・IP電話をご利用の場合は ☎03(5777)2666 にお架けください。》) 又は《企業年金連合会のURL: <http://www.pfa.or.jp/>》へご照会ください。

## ii. 国民年金基金連合会(個人型・確定拠出年金)

自営業者になった場合や企業年金の制度がない会社に再就職した場合は、原則として、資格喪失後1年以内(又は、国民年金基金連合会に加入後3か月以内の何れか早い方の期日まで)に、退職一時金相当額の移換を「本人が当基金」に選択申出ください。

ただし、移換又は加入先において、事務費(退職一時金当相当額の金額に応じて、加入事務手数料として移換又は加入時に一律2,700円、運用指図者又は受給者は運営管理費・事務委託費として年間4,200円から6,000円前後、加入者は運営管理費・事務手数料・事務委託費として年間6,300円から7,000円前後、加入者又は運用指図者の何れにもならない場合は、さらに特定運営管理機関手数料4,200円等々)を控除されますので、ご注意ください。

なお、年金の計算方法及び手続方法並びにご不明の点は、国民年金基金連合会(〒106-0032 東京都港区六本木6丁目1-21 三井住友銀行六本木ビル、☎03(5411)0211)へご照会ください。( <http://www.npfa.or.jp/org/index.html> ) 又は上記①のホームページ掲載

<http://www.npfa.or.jp/401K/kanri/ichiran.html#con10>の運営機関にお問合せください。

### 《国民年金基金連合会のあらまし（平成17年10月1日現在）》

対象者は、①60歳未満の国民年金第1号被保険者（自営業者等）、②他の企業年金制度に加入していない60歳未満の国民年金第2号被保険者（厚生年金保険被保険者）

掛金は、以下の拠出限度額の範囲で支払います。なお、その限度額は、上記①の人は月額6万8千円（ただし、国民年金基金の加入者はその掛金額を含む。）、上記②の人は月額1万8千円となります。

支給開始は、原則60歳から受給可能（遅くとも、70歳までに裁定請求を要す）。

老齢給付金の受給要件は…

原則60歳から受給できますが、60歳時点で最初の拠出から10年経過していない場合は次の年齢で受給することができます。

- ・ 8年以上経過 → 61歳から受給可能
- ・ 6年以上経過 → 62歳から受給可能
- ・ 4年以上経過 → 63歳から受給可能
- ・ 2年以上経過 → 64歳から受給可能
- ・ 1月以上経過 → 65歳から受給可能

障害給付金は、60歳になる前に、傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過してから請求により受給します。

死亡一時金は、加入者が死亡したときに、遺族が一時金として受け取ることができます。また、年金を受給中で保証期間内に死亡した場合も、遺族が残りの保証期間分を受け取ることができます。

税金については、掛金は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税、地方税が軽減されます。

運用時の税金については、積立金に特別法人税が課税されますが、平成16年度までは凍結されています。

受給時の税金については、老齢給付金の内、年金は公的年金等控除が適用され、一時金は退職所得として課税されます。また、障害給付金は非課税で、死亡一時金はみなし相続財産として相続税が課税されます。

（参考）社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除の相違について

社会保険料控除は、世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除を受けることができるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者本人の掛金しか所得控除できません。

### iii.実施事業所（企業型・確定拠出年金）

再就職先の会社が企業型・確定拠出年金の実施事業所である場合は、原則として、資格喪失後1年以内（又は、企業型・確定拠出年金制度に加入後3か月以内の何れか早い方の期日まで）に、退職一時金相当額の移換を「本人が当基金」に選択申出ください。

なお、実施事業所毎に制度（規約）が相違するため、年金の計算方法及び手続方法並びにご不明の点等の詳細については、再就職先の年金制度「実施事業所」及び「当該機関」へご照会ください。



#### iv.企業年金基金又は規約型企業年金の実施事業所（確定給付年金）

再就職先の会社が確定給付年金の実施事業所である場合には、原則として、資格喪失後1年以内（又は、その実施事業所に再就職後3か月以内の何れか早い方の期日まで）に、退職一時金相当額の移換を「本人が当基金」に選択申出ください。

なお、実施事業所毎に制度（規約）が相違するため、年金の計算方法及び手続方法並びにご不明の点等の詳細については、再就職先の年金制度「実施事業所」及び「当該機関」へご照会ください。

※前記の ii から iv における基本年金については、前記「i-イ」の申出方法によって「企業年金連合会」へ権利義務を移転（基本年金現価相当額の交付）します。

## 2. 再加入（中途脱退者が再び加入員となった場合）に関する事項

当基金の中途脱退者が、当基金に再加入した場合は、原則として、再加入日から3か月以内に、再加入前の当基金分基本年金の権利義務の承継（基本年金現価相当額の交付請求）について「本人が連合会」へ申出ができます。

ただし、既に企業年金連合会の受給権を得ている場合は、改正法令によって、再加入前の当基金分基本年金の移転申出はできなくなりました。

### ◎資格取得時におけるご留意すべき事項 《重要な説明事項 a～h》

#### a.当基金の給付設計

当基金の給付設計は「基金のしるべ（平成16年改訂版）」、「基金だより」及び「規約変更のお知らせ」等のバックナンバーをご覧ください。（全事業所を通じ加入員の皆様へ配布済みです。）

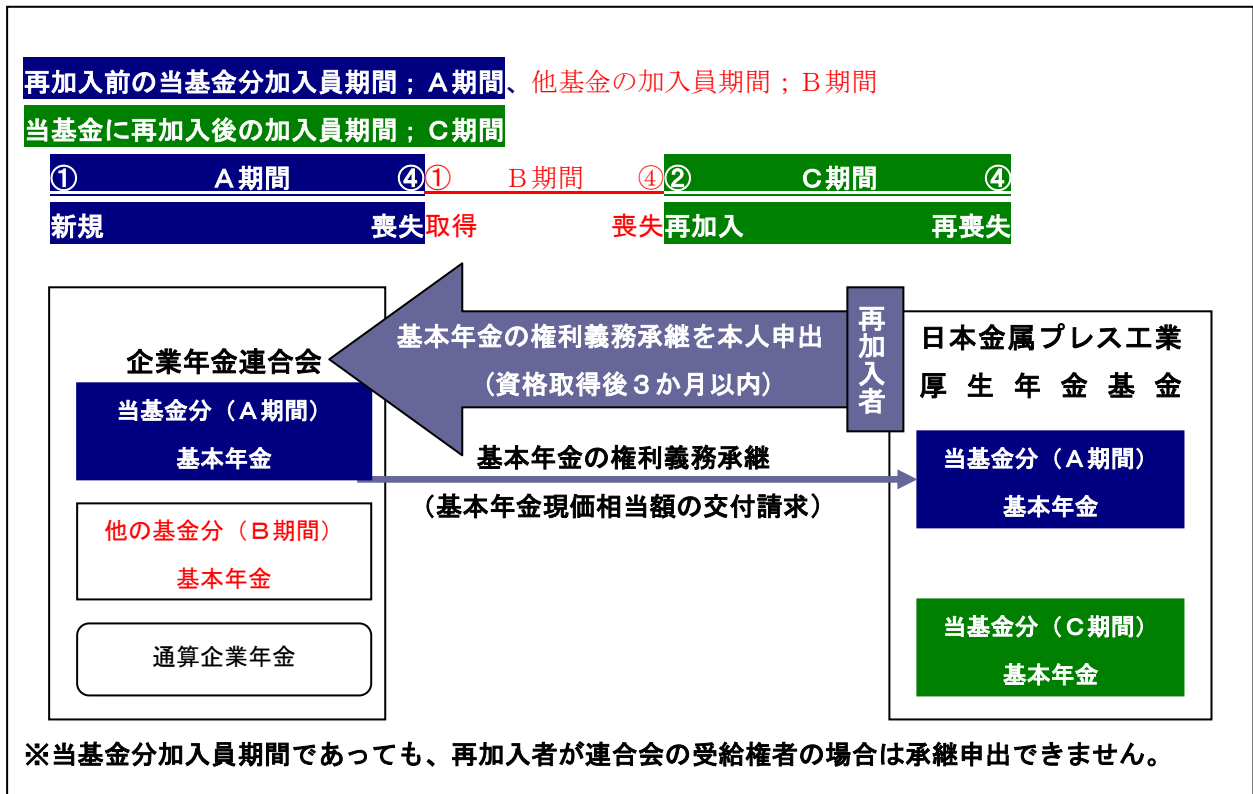
#### b.基本年金の権利義務の承継の範囲

基本年金の権利義務の承継（基本年金現価相当額の交付請求）は、再加入前の当基金分基本年金に限り、原則として、当基金に再加入後3か月以内（ただし、その期限前に連合会の基本年金の受給権を得る場合は、その前まで）に、「本人が連合会」へお申出でください。

#### c.基本年金の支給方法に関する当基金と連合会の相違

当基金における基本年金については、老齢厚生年金の制度に準拠して被保険者として在職中は全部又は一部を、又は65歳未満で失業保険基本手当を受給中は全部を支給停止することがあります。なお、連合会における基本年金については、上記に拘わらず全額支給となります。このため、再加入に伴う支給義務を移転申出する際は、充分にご留意ください。

【図 2】 再加入前の期間に関する当基金分基本年金の権利義務の承継申出



d. 脱退一時金（当基金分は「退職一時金」）相当額の可否等

当基金に再加入しても、他の企業年金制度（他の厚生年金基金、連合会、国民年金基金連合会、企業型・確定拠出年金及び企業年金基金）及び当基金の「脱退一時金（当基金分は「退職一時金」）相当額（年金給付等積立金）」を受換することはできません。

また、他の年金制度に加入していた方が当基金に新規加入したとしても、基本年金の権利義務の承継（基本年金現価相当額の交付請求）及び「脱退一時金相当額」の受換を申出することはできません。このため、連合会へ基本年金の権利義務の移転申出（基本年金現価相当額の交付）及び「脱退一時金相当額」の移換を申出ることとなります。

e. 算定基礎期間（加算部分）の通算の可否

再加入前後の期間は、加算部分の給付の算定基礎期間として通算いたしません。ただし、グループ会社内の異動の場合は通算いたします。なお、この場合でも、退職一時金相当額の移換申出者及び退職一時金の受給者については通算いたしません。

f. 税金関係

基本部分の本人負担分掛金は、厚生年金保険の本人負担分保険料と同様に、社会保険料控除の対象となり、所得税及び地方税が軽減されます。

なお、加算部分（退職一時金）については、全額事業主負担であるため、法人として「事業主負担分の全額損金」に算入することができます。

また、基本標準掛金及び事務費掛金の事業主負担分は、例え、資本金が1億円超であっても法人事業税の外形標準課税の対象とはなりません。（詳細は、都道府県税務課又は都道府県税事務所へご照会ください。）

#### g. 給付設計の変更予定の有無

当基金では、平成16年4月1日に制度変更（給付減額及び特別掛金の設定）済みです。

#### h. 資格喪失（含む、再資格喪失）した場合の留意事項

将来、退職等によって資格喪失し中途脱退者となった際は、【資格喪失に伴い中途脱退者となった場合のご留意事項 《重要な説明事項 a～d》】を改めてご覧ください。

### 【年金用語辞典】

**ポータビリティ** とは、個人単位の転職等の異動に伴い、年金制度間で年金権及び給付現価（原資）を持運ぶことを言い、**中途脱退者**となった方についてのみに適用されます。なお、基本年金及び一時金の持出しは「権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）」、基本年金及び一時金の持込みは「権利義務の承継（基本年金現価相当額の交付請求）」と各々言い、移転元の給付制度を引継ぎます。また、退職一時金相当額の持出しは「移換」、退職一時金相当額の持込みは「受換」と各々言い、移換元の給付制度を引継ぎません。各々 **申出の期限** 内に申出ることができます。

**申出の期限** は、以下①②のいずれか早い時期に申出する必要があります。《①資格喪失日から起算して1年以内（ただし、その期限前に当基金の基本年金の受給権を満たす場合は、その前までとなります。）、②1年以内に当基金の設立事業所に再就職され、再び当基金の加入資格を取得した日から起算して3か月以内（ただし、その期限前に連合会の基本年金の受給権を満たす場合は、その前までとなります。）》

ただし、天変地異などの止むを得ない場合は、その止むを得ない事実が止んだ日の属する月の翌月の末日までに、申出ることができます。

**中途脱退者** とは、法律改正によって、加入員期間が20年未満で、**第1種退職年金**及び**第2種退職年金の受給権**を満たす前に退職等によって加入員資格を喪失した方です。この中途脱退者の内、加入員期間が10年未満の方を **連合会移換者** として区分し、当基金に申出のうえ連合会へ基本年金の権利義務を移転（基本年金現価相当額の交付）されます。

ただし、平成17年10月1日から、移転前に当基金に再加入された方は中途脱退者とならず、再加入前後の加入員期間を通算いたします。なお、5年以上加入された中途脱退者が基本年金の権利義務の移転（基本年金現価相当額の交付）を条件に「退職一時金相当額」の移換を申出るか、又は、本来の退職一時金を裁定請求するか、いずれか一方を選択できます。（【図1】参照）

**任意中途脱退者** とは、平成17年10月1日から規約変更によって、加入員期間が10年以上15年未満の第2種退職年金の待期脱退者が、本人の希望によって、連合会移換者として当基金に申出た方です。この変更に伴い、連合会へ「基本年金の支給義務の移転申出を前提とする退職一時金相当額の移換申出」又は「基本年金のみ支給義務を移転申出し、退職一時金を裁定請求（受給）」のいずれかを選択することも可能となり、従前の受給方法「当基金の待期脱退者として、将来、当基金から基本年金を受給し、退職一時金を裁定請求（受給）」の他に、二つの選択肢が追加されました。

**第1種退職年金の受給権** とは、加入員期間が15年以上で、基本年金及び加算年金の支給開始年齢

【表2】参照）又は老齢厚生年金等の受給権（含む、繰上げ・繰下げ裁定請求）を満たすことによって、基本年金及び加算年金を裁定請求（受給）する権利です。

**第2種退職年金の受給権** とは、加入員期間が15年未満で、基本年金の支給開始年齢【表2】参照）又は老齢厚生年金等の受給権（含む、繰上げ・繰下げ裁定請求）を満たすことによって、基本年金を裁定請求（受給）する権利です。

**通算企業年金** とは、5年以上加入された中途脱退者が基金から交付を受けた退職一時金相当額を原資とし、基本年金に上乗せした加算給付部分のことで、平成17年10月1日以後に資格喪失した方、又は、平成17年9月30日以前に資格喪失したにもかかわらず、その届出が遅延したことによって、止むを得ず平成18年2月1日以後に連合会へ退職一時金相当額を交付された方が対象となります。なお、「通算企業年金」は連合会から、その移換時に退職一時金相当額から事務費を控除して得た額を基に算出するため、充分にそのデメリットを考慮する必要があります。（変更前の「**基本加算年金**」は次項参照）

$$\text{通算企業年金額（概算式）} = (\text{退職一時金相当額} - \text{事務費}) \div \text{通算企業年金現価率}$$

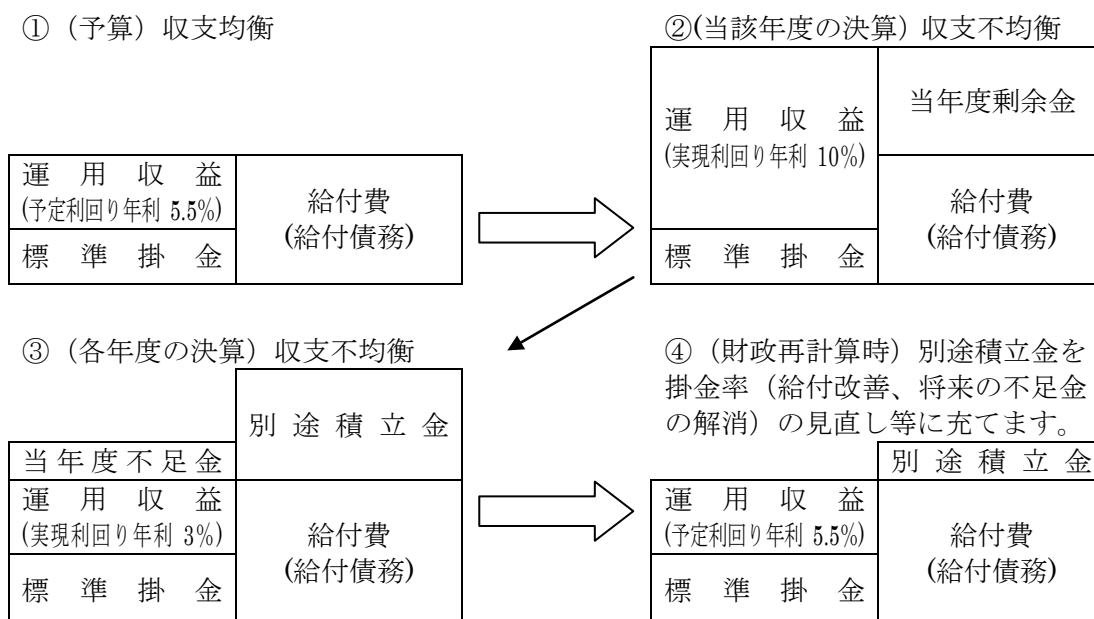
**基本加算年金** とは、変更前の規約によって、5年以上加入された中途脱退者が基金から交付を受けた退職一時金相当額を原資とし、基本年金に上乗せした加算給付部分のことで、平成17年9月30日以前に資格喪失し、平成18年1月31日以前に連合会へ退職一時金相当額を交付された方までが対象となります。

$$\text{基本加算年金} = \text{退職一時金相当額} \div \text{基本加算現価率（移換時年齢に応じた男女別の率）}$$

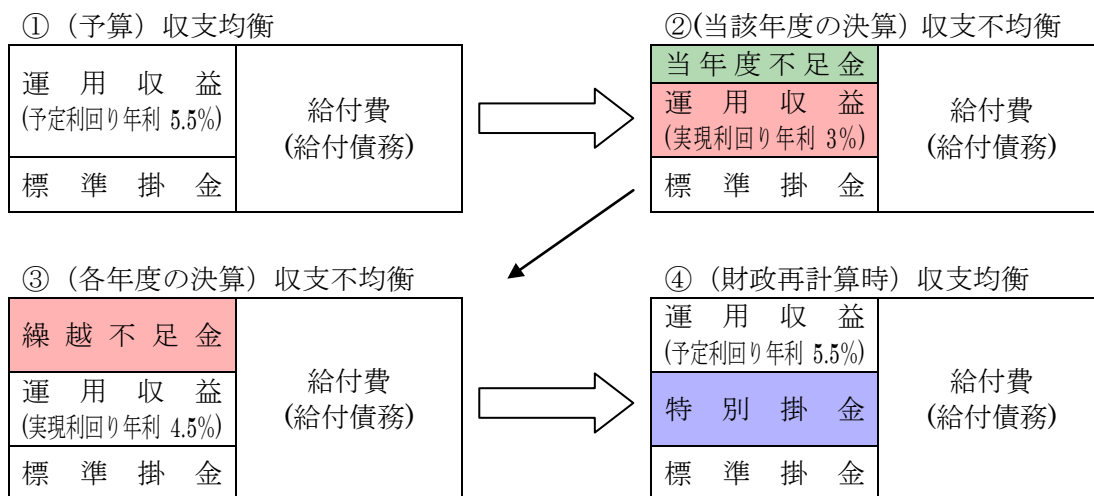
**確定拠出年金** とは、予め掛金拠出額を確定（規約に規定）し、加入者（運用指図者）本人の資産運用（指図）の結果による運用収益（損失）に応じて、当初見込みの給付額（年金額又は一時金額）に収益分を配当するか、否か（損失分を減額）によって、収支均衡を図る年金制度です。このため、加入者本人が運用リスク（運用責任）を負います。（例：企業型・確定拠出年金実施事業所、個人型・確定拠出年金《国民年金基金連合会》）

**確定給付年金** とは、予め確定した給付額に必要な掛金（標準掛金、**特別掛金**）及び運用収益（損失）で収支均衡を図る年金制度です。このため、掛金拠出者（事業主）が運用リスク（拠出責任）を負います。（例：厚生年金基金、企業年金基金、規約型企业年金）

【確定給付年金のイメージ図ー1】 実現利回りが予定利回りを上回った場合



【確定給付年金のイメージ図－２】 実現利回りが予定利回りを下回った場合



※実現利回りが予定利回り（含む、運用経費）を下回った場合は、当年度不足金の要因となります。

**特別掛金** とは、予定利回りを下回った結果によって生じた運用損失の累積（繰越不足金）を一定期間で償却（20年償却）するため、5年毎の財政再計算期に設定した掛金です。

**住所、氏名変更** 移換後に住所変更（含む、町名等変更）又は氏名変更をされた場合は、企業年金連合会、実施事業所又は資産管理機関等の移換先に、至急お届ください。